

観光バスツアー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人草津市観光物産協会（以下「協会」という。）は、本市への更なる誘客促進や観光消費の拡大を図るため、本市を巡る貸切バスを利用した旅行商品の経費の一部に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金交付の対象等と助成額)

第2条 次の各号に掲げる内容を助成金交付の対象等および助成額とする。

- (1) 助成対象者は、第一種旅行業、第二種旅行業または第三種旅行業の登録を受けている者とする。
- (2) 助成対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月22日（3月23日帰着）までの間を出発日として催行される旅行とする。
- (3) 助成要件は下記の内容を満たした旅行とする。
 - ・滋賀県外を発着とする貸切バスを利用した「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」であること。また、バス1台につき原則20名以上（乗務員・添乗員除く。）参加者がいること。
 - ・下記（ア）から（ウ）のいずれかの条件を満たす旅行行程等であること。
（条件により助成金額が変わります。）
 - （ア）草津市内の有料観光施設（体験等含む）1カ所（30分以上）と食事（昼食・夕食）または草津市内業者の弁当。
＜助成額：バス1台当たり20,000円＞
 - （イ）草津市内の有料観光施設（体験等含む）2カ所以上。（各カ所30分以上）
＜助成額：バス1台当たり15,000円＞
 - （ウ）草津市内の有料観光施設（体験等含む）1カ所（30分以上）または食事（昼食・夕食）、と草津市内の土産物施設。（20分以上）
＜助成額：バス1台当たり10,000円＞
 - ・上記（ア）（イ）（ウ）に草津市内での宿泊をとまなう際は、バス1台当たりの助成額を10,000円増額する。（何泊でも同額。）
 - ・1社当たり20台運行分を上限とし、予算範囲内で助成する。
 - ・出発日や発着場所等が異なる同コースでの設定は10台運行分を上限とし予算範囲内で助成する。
 - ・その他の助成金との併用は可能とする。

(申請等の手続き)

第3条 次の各号に掲げる内容で申請等を行うこととする。

(1) 助成金の交付申請

助成金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は次に掲げる書類を第3条（2）に定める受付期間内にメールまたは郵送にて協会に提出すること。

- ・助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ・「募集型企画旅行」では、募集用ちらし、パンフレットまたは企画書を、「受注型企

画旅行」では、お客様に提出した企画書または日程表。（いずれも、旅行日程、旅行代金、訪問する観光地および飲食・土産物施設、宿泊がともなう際は宿泊する施設が明記されていること。）

- ・貸切バスを利用することがわかる書類（手配したバス会社、ツアー名（団体名）利用日（運行日）が明記されていること。）

(2) 交付申請の受付期間

施行日より初の旅行出発日の15日前（15日前が土日祝日および協会の休業日の場合は直前の営業日・但し4月出発は随時対応）までを受付期間とする。なお、先着順に受けのうえ、予算の上限に達し次第募集を締切る。

(3) 交付決定

協会は、助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付決定を行う。なお、予算の制約により助成対象外となった事業については、他の助成事業が中止または減額になり、かつ申請された旅行商品が出発日前である場合に限り、改めて審査の上、交付決定を行う。

(4) 中止・変更

交付決定を受けた助成事業を中止・延期する場合や助成対象事業の要件を満たさなくなった場合等、内容に変更が生じる場合（例：天候等で旅行行程を変更し要件を満たさなくなった場合、助成対象となるバス台数・泊数・参加人数に変更が生じた場合）は、変更となる旅行商品の催行予定日の7日前までに中止・変更報告書（別記様式第2号）をメールまたは郵送にて協会に提出すること。

(5) 実績報告等

申請者は、交付決定を受けた助成事業が完了した日（帰着日を基準）から起算して30日を経過する日または令和9年3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類をメールまたは郵送にて協会に提出すること。

- ・実績報告書（別記様式第3号）
- ・旅行行程表（実際に催行した行程表）
- ・土産物施設等立ち寄り証明書（別記様式第4号・交付対象時のみ）
- ・宿泊証明書（別記様式第5号・交付対象時のみ）
- ・有料観光施設（昼食・弁当含む。）を利用したことが分かる書類（利用日、ツアー名（団体名）、参加者数が確認できること。）
- ・貸切バスを利用したことが分かる書類（バス請求書写しまたはクーポン写し等）（利用日、ツアー名（団体名）、参加者数が確認できること。）
- ・その他協会が求める書類

（額の確定）

第4条 協会は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が助成金交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認め

たときは、交付すべき助成金の額を確定し、観光バスツアー支援事業助成金額の確定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（交付請求書）

第5条 前条の観光バスツアー支援事業助成金額の確定通知書の通知をもって、観光バスツアー支援事業助成金交付請求書（別記様式第7号）により交付請求を行うものとする。

（委任）

第6条 協会は、虚偽の申請またはその他不正の手段により助成金の交付を受けた申請者に対しては交付決定を取り消すことができる。また、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【提出先】

一般社団法人草津市観光物産協会

〒525-0034 滋賀県草津市草津 2-10-21 くさつ夢本陣 2階

メール：info932@kanko-kusatsu.com

電話：077-566-3219